

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和2年6月1日 至 令和3年5月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団あかつき会

① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県大津市下阪本2丁目20番57号(法人所在地)

滋賀県大津市坂本1丁目13番12号

滋賀県大津市本丸町2番18号

滋賀県大津市別保3丁目10番40号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載
すること。

(3) 設立認可年月日 平成11年 1月25日

(4) 設立登記年月日 平成11年 2月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	武田 克彦	医療法人社団あかつき会 たけだクリニック管理者
理 事	武田 直美	
同	小山 博夫	
同	林 良忠	
同	上甫木 洋一	医療法人社団あかつき会 本丸たけだ医院管理者
監 事	小林 政一	
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	なし		
診療所	・医療法人社団あかつき会 たけだクリニック ・医療法人社団あかつき会 本丸たけだ医院	・滋賀県大津市下阪本2丁目20番57号 ・滋賀県大津市本丸町2番18号	
介護老人保健施設	なし		

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【　】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
有料老人ホーム	滋賀県大津市坂本一丁目13番12号	
居宅介護支援事業	滋賀県大津市坂本一丁目13番12号	
訪問介護	滋賀県大津市坂本一丁目13番12号	
通所リハビリテーション	滋賀県大津市下阪本2丁目20番57号	
訪問リハビリテーション	滋賀県大津市下阪本2丁目20番57号	
認知症対応型共同生活介護事業	滋賀県大津市別保3丁目10番40号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
対象なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和2年7月25日 令和2年度決算の決定

令和2年10月15日 事業運転資金（福祉医療機構）借り入れの件

令和2年12月16日 理事選任（上甫木理事）

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

対象なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

対象なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

対象なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

対象なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式2

法人名 医療法人社団 あかつき会

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県大津市下阪本2丁目20番57号

財産目録
(令和3年5月31日現在)

1. 資産額	910,394千円
2. 負債額	884,906千円
3. 純資産額	25,488千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	224,589
B 固定資産	685,805
C 資産合計	910,394
D 負債合計	884,906
E 純資産	25,488

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-4

法人名 医療法人社団 あかつき会

※医療法人整理番号 □□□□

所在地 滋賀県大津市下阪本2丁目20番57号

貸 借 対 照 表

(令和3年 5月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	224,589	I 流動負債	68,686
II 固定資産	673,970	II 固定負債	816,220
1 有形固定資産	659,935	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	261	負債合計	884,906
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	13,774	純資産の部	
III 繰延資産	11,835	科目	金額
		I 資本金	25,845
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	△ 357
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	25,488
資産合計	910,394	負債・純資産合計	910,394

様式4-2

法人名 医療法人社団 あかつき会

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県大津市下阪本2丁目20番57号

損 益 計 算 書
(自 令和 2年 6月 1日 至 令和 3年 5月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	143,787
2 事業費用	126,760
本来業務事業利益	17,027
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	373,513
2 事業費用	373,833
附帯業務事業利益	△ 320
事業利益	16,707
II 事業外収益	8,546
III 事業外費用	8,759
経常利益	16,494
IV 特別利益	
V 特別損失	0
税引前当期純利益	16,494
法人税等	206
当期純利益	16,288

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人社団 あかつき会

理事長 武田 克彦 殿

私（注1）は、医療法人社団あかつき会の令和3会計年度（令和2年6月1日から令和3年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和3年7月20日
医療法人社団あかつ
監事 小林 政一

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。